

定 款

特定非営利活動法人平尾昌晃ラブ&ハーモニー基金

特定非営利活動法人平尾昌晃ラブ&ハーモニー基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人平尾昌晃ラブ&ハーモニー基金という。
但し登記上は特定非営利活動法人平尾昌晃ラブアンドハーモニー基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区築地6丁目1番10号築地USビルに置く。

(目的)

第3条 この法人は、国の内外を問わず、恵まれない人々に愛の奉仕を行い、この主旨に沿って教育、研究、援助等の活動を行う機関、組織に対し募金援助を行い、心のふれあいに依る和を拓げる事を目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保険、医療または福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
4. 災害救援活動
5. 国際協力の活動
6. 子どもの健全育成を図る活動
7. 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. 芸能及び音楽のコンサート、スポーツのイベント等の活動、この活動に付随して募金活動及び援助寄付活動を行う。
2. 恵まれない子供の施設、老人ホーム、療養所に、ふれあいの慰問活動を行う。
3. 青少年育成の為の、音楽歴史博物館の建設及び運営。
4. 前各号に、必要な事業を行うが全てボランティア活動として行い営利活動は行わない。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員および賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下は〔法〕という）上の社員とする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
2. 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁解の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第11条 募金活動及び奉仕活動等の費用、その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人から7人まで
 - (2) 監事 2人以内
2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職

務を行わなければならない。

(欠員補填)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けとることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 全 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第 22 条 通常総会は、年 1 回とする。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集を請求したとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上からの会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて召集をするとき。

(総会の招集)

- 第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。
2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号の及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の表決権等)

- 第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。
 4. 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数も付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

- 第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第 30 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

(理事会の招集)

- 第 32 条 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第 2 号の場合にはその日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権)

- 第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構成)

- 第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 寄付金品
 - (3) 財産から生じる収入
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他収入

(区分)

- 第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

- 第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画と予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は厚正をすることができる。

(事業報告と決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なくてはならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の取消し
2. 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散は除く）したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- (1) この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 6 月 30 日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- (5) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にもかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

別 表

設立当初の役員

理 事 長	平 尾 昌 晃
副 理 事 長	星 野 初 太 郎
理 事	三 枝 智
同	杉 山 旭
同	次 谷 勝 裕
監 事	村 田 三 枝
同	磯 部 清 美

当法人の定款に相違ありません。

令和3年10月28日

特定非営利活動法人平尾昌晃ラブアンドハーモニー基金

理事 服部 真之介